

参考資料

1. うるま市総合アリーナ整備検討委員会の開催

(1) うるま市総合アリーナ整備検討委員会設置規程

○うるま市総合アリーナ整備検討委員会設置規程

令和3年11月10日

訓令第62号

改正 令和4年3月31日訓令第24号

(設置)

第1条 うるま市総合アリーナの整備に関し、必要な事項の調査検討及び総合調整を行うため、うるま市総合アリーナ整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市総合アリーナ整備基本計画策定に関すること。
- (2) その他うるま市総合アリーナ整備における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に企画部長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会に出席できない委員は、代理の者を出席させることができる。

5 委員長は、特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 検討委員会の円滑な運営を図るため、検討委員会にうるま市総合アリーナ整備検討幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に企画部長、副幹事長に企画部プロジェクト推進1課主幹をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会が行う調査検討等の経過又は結果について検討委員会に報告するものとする
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数のときは、幹事長の決すところによる。
- 4 幹事会に出席できない幹事は、代理の者を出席させることができる。
- 5 幹事長は、特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び幹事会の庶務は、企画部プロジェクト推進1課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮り定める。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職名	備考
副市長	委員長
企画部長	副委員長

企画部参事	委員
財務部長	委員
福祉部長	委員
市民生活部長	委員
経済産業部長	委員
都市建設部長	委員
都市建設部参事	委員
消防長	委員
社会教育部長	委員

別表第2（第5条関係）

職名	備考
企画部長	幹事長
企画部プロジェクト推進1課主幹	副幹事長
企画部企画政策課長	幹事
企画部危機管理課長	幹事
財務部財務政策課長	幹事
福祉部福祉政策課長	幹事
市民生活部健康支援課長	幹事
経済産業部観光振興課長	幹事
都市建設部都市政策課長	幹事
都市建設部公園整備課長	幹事
都市建設部建築工事課長	幹事
都市建設部建築行政課長	幹事
消防本部警防課長	幹事
社会教育部生涯学習スポーツ振興課長	幹事

(2) 開催概要

1) うるま市総合アリーナ整備検討委員会

	日時・場所	内容
第1回	令和4年1月28日(金) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 開会挨拶 2. 報告事項 1) 総合アリーナ整備基本計画の策定スキームについて 2) 総合アリーナ整備事業の財源について 3) 総合アリーナ整備事業の全体スケジュール(想定)について 4) 幹事会における議事結果及び付帯事項について 3. 議事 1) 総合アリーナの導入機能及び諸室について 2) アリーナのバスケットコート面数について 3) 総合アリーナの配置場所について
第2回	令和4年3月24日(木) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 報告事項 1) 新年度の組織再編に伴う委員・幹事の宛て職変更について 2) 具志川運動公園の建築面積・運動施設面積について 3) 第4回会議までの検討委員会・幹事会の議題について 4) 第1回検討委員会・幹事会及び第2回幹事会の議事結果について 2. 議事 1) 「キャンプ・コートニー等周辺まちづくり実施計画」の一部見直しについて 2) 米軍人等との交流内容について 3) 総合アリーナの整備面積について 4) 総合アリーナの構造について 5) 総合アリーナの発注方式について 6) 総合アリーナの配置場所と県道からの導線について
第3回	令和4年8月8日(月) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 基本計画策定業務に係る事前説明 2. 報告事項 第3回うるま市総合アリーナ整備検討幹事会の審議結果 2. 議事 1) (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について 2) 具志川総合グラウンドの機能移転について
第4回	令和4年10月7日(金) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 報告事項 1) うるま市スポーツ推進審議会の答申(案)について 2) パブリックコメントの実施結果について 2. 議事 (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について

2) うるま市総合アリーナ整備検討幹事会

	日時・場所	内容
第1回	令和4年1月27日(木) 13:30~15:30 東棟3階 大講堂	1. 開会挨拶 2. 報告事項 1) 総合アリーナ整備基本計画の策定スキームについて 2) 総合アリーナ整備事業の財源について 3) 総合アリーナ整備事業の全体スケジュール(想定)について 3. 議事 1) 総合アリーナの導入機能及び諸室について 2) アリーナのバスケットコート面数について 3) 総合アリーナの配置場所について
第2回	令和4年3月23日(水) 13:30~15:30 東棟3階 大講堂	1. 報告事項 1) 新年度の組織再編に伴う委員・幹事の宛て職変更について 2) 具志川運動公園の建築面積・運動施設面積について 3) 第4回会議までの検討委員会・幹事会の議題について 4) 第1回検討委員会・幹事会の議事結果について 2. 議事 1) 「キャンプ・コートニー等周辺まちづくり実施計画」の一部見直しについて 2) 米軍人等との交流内容について 3) 総合アリーナの整備面積について 4) 総合アリーナの構造について 5) 総合アリーナの発注方式について 6) 総合アリーナの配置場所と県道からの導線について
第3回	令和4年7月28日(木) 13:30~15:30 西棟4階 全員協議会室	1. 基本計画策定業務に係る事前説明 2. 議事 1) (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について 2) 具志川総合グラウンドの機能移転について
第4回	令和4年10月4日(火) 13:30~15:30 西棟3階 第一会議室	1. 報告事項 1) うるま市スポーツ推進審議会の答申について 2) パブリックコメントの実施結果について 2. 議事 (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について

2. うるま市スポーツ推進審議会への諮問及び答申

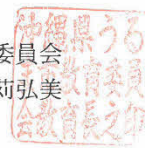
(1) 諮問



う教生ス第 288004 号
令和 4 年 9 月 13 日

うるま市スポーツ推進審議会
会 長 松田 富雄 様

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺弘美



(仮称) うるま市総合アリーナ整備基本計画 (案) について (諮問)

うるま市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

(仮称) うるま市総合アリーナ整備基本計画 (案) について

2. 諮問理由

うるま市が市民のスポーツ振興・健康増進に資するとともに、防災などの総合的な機能を備えたアリーナを整備することを目的に策定を進める(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について、うるま市スポーツ審議会による調査審議及び答申を求めるため、うるま市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定に基づき諮問します。

○うるま市スポーツ推進審議会条例 (抜粋)

(任務)

第 3 条 審議会は、うるま市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の諮問に応じて、うるま市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議し答申及び建議する。

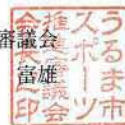
(2) 答申



答申第1号
令和4年10月3日

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺弘美 様

うるま市スポーツ推進審議会
会長 松田 富雄



〔(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)〕について(答申)

令和4年9月13日付、う教生ス第288004号にて諮問のありました、「(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)(以下「計画案」という。)」について、先ず当審議会の任務は、うるま市スポーツ推進審議会条例第3条において「うるま市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議し答申建議する。」と規定されることから、スポーツ推進の事項に絞り慎重に審議しました。その結果、計画案の内容は妥当であると認めます。

ただし、本審議会における意見を下記のとおり付記しましたので、これを踏まえた生涯スポーツ施策に取り組まれることを要望します。

記

〔付帯意見〕

計画案で予定される具志川総合グラウンドの廃止は、本市の陸上競技はもとより、スポーツ推進に著しく支障をきたすことから、代替機能を与那城陸上競技場へ移し、全天候型トラックの整備のほか、芝の整備、管理棟の改修等による機能強化を図ることを求めます。

具志川総合グラウンドは、地域の学校や地域の陸上に関わる競技者が全天候トラックでの練習の場として活用されてきた競技場であることから、アリーナ屋上や周辺歩道などを活用してトラック付きランニングコース・ジョギングコースの整備を図りたい。

また、総合アリーナとして競技スポーツ、市民スポーツ、パラスポーツの推進や性の多様性に対応する施設整備、そして、競技者か否かを問わず市民に親しまれ活用される施設運営に努めていただきたい。

3. パブリックコメントの実施

本市のパブリックコメント制度にて、“「（仮称）うるま市総合アリーナ整備基本計画（素案）」に対する意見募集について”を以下のとおり実施しました。

(1) 募集期間

令和4年8月10日（水）～令和4年9月9日（金）

(2) 募集方法

以下の方法により、市民の皆さまのご意見を募集しました。

意見書（様式）を下記の方法により提出

- 郵送・持参
- 電子メール
- FAX

(3) 回答件数

11件（内、本市職員6件）

(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画

令和4年10月 発行

発行：うるま市

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

<http://www.city.uruma.lg.jp/>

企画・編集：企画部プロジェクト推進1課

TEL：098-973-5373 FAX：098-979-7340

制作協力：パシフィックコンサルタンツ株式会社